

匝瑳中継施設仮設事務所設置工事 特記仕様書

本工事は、旧松山清掃工場の解体に伴い、同工場の一部で行っているごみの直接搬入に係る受付業務を新施設の運営が開始されるまで継続して行うため、以下のとおり仮設事務所を設置するものであり、本仕様書のほか、国土交通省及び千葉県が定める公共建築工事標準仕様書並びに関係する基準、法令等に基づき設計及び施工を行うものとし、円滑で機能が満足できる施工をするものとする。

1 計画建物概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 工 事 名 | 匝瑳中継施設仮設事務所設置工事 |
| (2) 工 事 場 所 | 千葉県匝瑳市富岡４８４番地２ほか |
| (3) 用 途 地 域 | 都市計画区域内（無指定）
建ぺい率６０％、容積率２００％ |
| (4) 建 物 用 途 | 受付事務所、職員詰所
屋外トイレ（浄化槽を含む） |
| (5) 規 模 ・ 構 造 | ユニットハウス（鉄骨造） 平屋建て
受付事務所：２１㎡程度
職 員 詰 所：３１㎡程度
屋外トイレ：６㎡程度
参考製品 全て三協フロンテア株式会社製
※同社と同等又は同等以上の製品を可とする。 |
| (6) 付 属 設 備 | 電気設備、給排水衛生設備、空調換気設備、消防設備、通信設備 |
| (7) 工 事 期 間 | 契約締結日の翌日から１５０日間 |

(8) 工 事 概 要

■ユニットハウス設置工事

①受付事務所、職員詰所、屋外トイレ

- ・ユニットフレーム、壁（ドア・窓）パネル、付属設備工事

②基礎工事

- ・基礎設置工事、アンカー設置工事、玄関ポーチ工事

③内装工事

- ・床仕上工事

■電気・給排水工事

①電気工事

- ・引込工事、電気設備工事、電灯・コンセント工事、空調換気設備工事

②弱電設備工事

- ・通信設備工事

③給水工事

- ・引込工事、配管工事

④排水工事

- ・雨水排水設備工事、配管工事

⑤合併浄化槽設置工事

- ・浄化槽設置工事、ブロアー設置工事

2 設計条件

- ・建設予定地での測量、建設予定地周辺のレベル等実測調査を実施すること。また、敷地内の動線に配慮すること。
- ・調査結果等により適切な場所に設置するものとして配置図を作成し、備品位置等は発注者の承諾を得た後に実施設計を進めること。
- ・基礎設計においては、スクリューウェイト貫入試験等を実施し、設計を行うこと。
- ・建築基準法及び消防法等に適合するものとするため、関係官公庁等と必要な協議を早期に完了させること。また、建築確認申請に関する

る書類を作成して発注者の承認を受け、工事着手前までに建築確認申請の手続きを完了させ、工事完成後の検査済証の交付までの設計から監理業務を受注者が配置する有資格者にて行うこと。

- ・ 建築確認申請等法令手続き上で建物の仕様等に変更が生じる見込みとなる場合、事前に発注者と協議を行い決定すること。
- ・ 発注者が関係官公庁から工事に関する書類等の提出を求められた場合には、受注者は書類作成等に協力すること。
- ・ 電力、上水道、通信等、事務所の移動に伴う手続きが必要となる事業者に対して申請を行うこと。なお、これに係る一切の諸費用は全て受注者の負担とする。
- ・ 内外装仕様及び仕上げはユニットハウスメーカー仕様とするが、事前に発注者の承諾を受けること。
- ・ 使用材料及び機器はそれぞれの用途に適合する製品とする。また、本仕様書に記載のない資材、器具の寸法、型式、メーカー等は受注者の仕様によるが、事前に発注者の承認を受けること。
- ・ 設計条件を満たし、準拠する法令及び基準等により作成した実施設計図書について発注者の承諾を受けること。

3 施工条件

- ・ 現場状況に応じて仮囲い等の安全対策を講じること。またその計画については書面により発注者へ報告すること。
- ・ 工事場所への車両の出入りについては、適宜、交通誘導員を配置し、安全確保に向けた万全の対策を行うこと。
- ・ 工事にあたり、危険物を使用する場合には、その取扱及び保管については、関係法令の定めるところに従い、万全の対策を講じなければならない。
- ・ 既設構造物等に損傷のないよう保安措置や養生等を十分に行い実施すること。万一構造物等に損害を与えた場合は、受注者の負担において速やかに復旧すること。

- ・ 施工中は、適宜、片付けや清掃を行い、場内の美化と安全作業に努めること。
- ・ 工事に際し支障となる構造物等については、受注者において撤去することとし、工事完了後は、現状復旧に努めること。
- ・ 工事目的物を破損した場合は、受注者の責任において補修すること。補修が困難となった場合は、代替品の使用等について発注者と協議すること。
- ・ 機器の製作や購入、工事にあたり、完成上機能として必要なものについては、本仕様書等に記載がなくとも実施すること。
- ・ 施工中に廃材等が生じた場合は、受注者の責任において関係法令等に従い適切に処置すること。
- ・ 電力、上水道、通信施設等の引込みに伴い、必要となる工事は全て行うこと。それに係る一切の諸費用は全て受注者の負担とする。
- ・ 埋設等の工事に伴う復旧を行うこと。
- ・ 受注者は適切な工程管理を行わなければならない。また、他工事の業者との連絡調整を密に行い、相互の工事に事故や遅延が生じないように注意すること。
- ・ 他工事においてトラックスケール関係計器類を受付事務所に設置するため、設置時及び運用時に必要な電力、配線等の確保に協力すること。
- ・ 本仕様書記載事項のほか、全ての設置が完了するまでに要する工事や点検の一切を行うものとし、これにかかる必要な費用は全て受注者の負担とする。なお、法令手続き上で変更が生じる見込みとなる場合は、この限りではない。
- ・ 工事完了後、清掃等を行うこと。

4 その他

- ・ 本工事に係る工事関連の提出書類等は、千葉県のに定めに従うものとする。
- ・ 各施設の使用時に必要な設備等に不備のないようにすること。

- ・ 仮設事務所での業務開始を周知するための期間を確保し、且つ、事務所移動に伴う受付業務の休止期間が最小限になるよう早期完成に努めること。
- ・ 本仕様書等に明記されていない事項及びその内容に疑義が生じた場合は、発注者と受注者による協議の上、決定するものとする。